

協会の活動紹介 と 最近の注目トピック報告

一般社団法人シェアリングエコノミー協会 公共政策部長 安井裕之

1. 協会の概要紹介

2. 政府や公的団体との連携事例紹介

(シェアエコの歩き方、国際標準化、J-Startup Hour)

3. シェアリングエコノミー認証マーク

4. ユーザー向けガイドライン

5. 防災とシェアリングエコノミー

SHARING SOCIETY 個人主役の経済へ。

日本経済は、大企業中心の設計だった。

教育、働き方、人生設計、まちづくりまであらゆる物事が、“大企業”という論理構造から逆算され、作られてきた。多くの日本人が、そのピラミッドの中で生きてきた。

しかし、これほどモノや情報が溢れ、技術革新が起こる時代に、その仕組みは賞味期限が切れている。もっと他のやり方がある。その事実には、私たちは気づいている。

そこで生まれたのが、シェア。

シェアリングエコノミーというのは、これまでの延長にあるビジネストレンドではなく、経済の主役を変えるパラダイムシフトなのだ。

大企業中心の経済から、個人中心の経済へ。

シェアという発想が個人と個人をつなぎ、国、地域、NPO、企業、大学などが垣根を越えて、一人ひとりが主役になれる社会をつくっていく。

そんな“シェアリングソサエティ”こそが、次なる日本経済のコンセプトだと私たちは信じている

これからは個人をエンパワーメントする組織だけが生き残り、経済は画一的なものではなく、もっと関わる人の血が通った、手触りのあるものが、人や地域の数だけ生まれていく。

新しい時代の主役は、“誰か”ではない。

すべては、あなたのアクションから始まるのだ。

協会が取り組んでいること

- シェアエコ 関連政策の推進
- 規制課題へのロビー
- PF全体に関わる横断的なルール整備



政府や公的団体との連携事例紹介

安心・安全の確保に向け、政府や公的団体と様々なレベルで連携。

消費者庁

「共創社会の歩き方 シェアリングエコノミー」の公表
(後述)



経産省・
日本規格協会

シェアリングエコノミーの国際標準化の推進
(後述)



経産省

J-Startup Hour
“「プラットフォームビジネスの安全、責任をどう守る？」
開催 (11月・12月の全2回)



シェアリングエコノミー認証マーク

新たに、2サービスを認証（2019年11月）。雇用関係や越境取引などが新たなテーマとなり、安全・遵法の確保を進めていくことに。



MESHWell

株式会社メッシュウェル

販売員マッチングプラットフォーム

人手を必要とするお店と、販売を仕事にしたい人をつなぐ、専門人材マッチングプラットフォーム。フルタイムではなく、スキマ時間で集中して働きたいと考える主婦、ママ、Wワーカーらが、セレクトショップや専門店といったストアとマッチングし、そこにご来店なさる顧客のショッピング体験を豊かにするサービスです。

スキル サービス URL <https://meshwell.co.jp/>
認証マーク取得日 2019.11.7



トラベロコ

株式会社トラベロコ

世界中の日本人があなたの旅をサポートするトラベロコ

『海外在住日本人（ロコ）』に、旅のお手伝いや海外進出のサポートなど、様々な要望を相談依頼できるプラットフォームであり、グローバルスキルシェアサービス。5万人ほどのロコが登録し、エリアは171ヶ国2408都市に広がっている。

スキル サービス URL <https://traveloco.jp/>
認証マーク取得日 2019.11.7



シェアリングエコノミー認証マーク



シェアリングエコノミー認証マークの取得企業の上場が相次ぐ。
ここからさらに、マークの認知度・浸透度を高めたい。



株式会社マクアケ
「Makuake」

12月11日
東証マザーズ上場



ランサーズ株式会社
「Lancers」

12月16日
東証マザーズ上場



株式会社スペースマーケット
「SPACEMARKET」

12月20日（本日）
東証マザーズ上場

ユーザー向けガイドライン

「共創社会の歩き方 シェアリングエコノミー」の公開に合わせ、
シェアサービスのユーザー向けのガイドラインを公開。

<目次>

- 1 章 このガイドラインについて
 - 1-1. ガイドライン作成に至った経緯
 - 1-2. ガイドラインの目的
 - 1-3. 私たちが目指すこと
- 2 章. このガイドライン内での用語の定義
- 3 章 シェアリングエコノミーホストの心構え
 - 3-1 トラブルを防ぐようなサービス作り
 - 3-2 ゲストの個人情報の取り扱い
 - 3-3 ゲストの安全確保・法律・トラブルについて
- 4 章 プラットフォームとホストの選び方
 - 4-1 「シェアリングエコノミー認証マーク」取得サービスの利用を優先
 - 4-2 ホストとのコミュニケーション
- 5 章 ジャンル別シェアサービスで気を付けるべきこと
 - 5-1 スキルのシェアの場合
 - 5-2 空間のシェアの場合
 - 5-3 移動のシェアの場合
 - 5-4 カーシェアの場合
- 6 章 最後に
 - 6-1. 個人主体の人間らしい社会の実現へ
 - 6-2. このガイドラインの法的効力について
 - 6-3. 当ガイドラインの作成者

1-1. ガイドライン作成に至った経緯

一般社団法人シェアリングエコノミー協会と株式会社情報通信総合研究所(ICR)の共同で実施した市場調査によると、日本のシェアリングサービスは経済規模が1兆8,874億円を超えるなど、社会的な影響力が増えています。

シェアリングエコノミーの利用者が増えていく一方で、トラブルの数も増えてきました。

シェアリングエコノミーの一部は「個人間取引」という性質上、法律や条例による規制や、プラットフォーム側の努力だけで、これらのトラブルを防げるわけではありません。

シェアリングエコノミーが健全な普及をしていくためには、ホスト&ゲストの両方が、利用に対しての姿勢を学び、責任ある行動をすることが大切です。

なお、シェアリングエコノミーの中には、法人対個人間の取引サービスも含まれていますが、本ガイドラインは、「個人間取引による利用トラブル」を防ぐのが目的であるため、個人間取引サービスを対象としたガイドラインになっています。

「シェアリングエコノミーの有識者会議において、プラットフォーム側の努力だけで、安全性を担保するのは限界があるため、推奨すべきホスト・ゲスト指針が必要ではないか」という意見をきっかけに、ホストとゲストの有志が議論を重ね、このガイドライン作成に至りました。

1-2. ガイドラインの目的

このガイドラインは、シェアリングエコノミーを利用するホスト&ゲストを対象とし、ホスト側のサービス提供に合わせた相手方への配慮、ゲスト側の利用リテラシーの向上を目的として作成しました。

このガイドラインは、法律や、各サービスの規約について述べたものではありません。現在適用される法律や各サービスの規約に従ったホスト活動をお願いいたします。

シェアリングエコノミーの魅力の一つはマニュアルにはないホスピタリティや多様性にあります。本ガイドラインは、ホストやゲストに良し悪しをつけたり、マニュアル化したサービス利用を推奨するものではありません。

一方で、個人の裁量が大きな取引の中にも、トラブル防止につながる心構えが分かるマニ

防災とシェアリングエコノミー

シェアサービスを活用した防災・被災地支援の取組みの強化に向けて、政府及び事業者との協議を開始。

平内閣府副大臣との意見交換（10/29）

- 平内閣府副大臣及び内閣府防災担当と意見交換
- 副大臣より、防災にシェアの概念を取り入れるべく、「防災民泊」の導入も含めて、協会で提言を整理してほしいとのご要請を頂いた



自民党青年局との連携

- 事業者7社（Airbnb、akippa、キッズライン、クラウドワークス、助太刀、Makuake、Mellow）とともに、自民党青年局との意見交換会を実施（11/19）
- キッズラインとともに、福島県いわき市への視察に同行（12/16）
- 青年局との協定締結も含めた連携づくりに向けて継続的に検討を行っていく

